

定額減税説明会のご案内

「令和6年度税制改正の大綱」において税制改正の内容が決定され、改正法案が成立し施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなります。

この場合、令和6年6月1日以降最初に支払う給与等から対応が必要となります。早期に準備に着手できるよう、以下の日程で「定額減税説明会」を実施いたします。いずれの会場も「国税庁LINE公式アカウント」からの事前申込が必要です。表示したQRコードを読み取っていただき、国税庁LINEアカウントからお申し込みください。

定額減税の対象となる人

令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人。

定額減税額

定額による減税額は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

- ① 本人（居住者に限ります。） 30,000円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限ります。） 1人につき30,000円

開催日	時間	主催	会場	会場住所	定員
R6. 3. 27	14:00~15:30	右京税務署	右京税務署 3階第1会議室	右京区西院上花田町 10-1	30
R6. 4. 10	14:00~15:30	右京税務署	右京税務署 3階第1会議室	右京区西院上花田町 10-1	30
R6. 4. 25	14:00~16:00	右京税務署 (公社) 右京納税協会	ラポール京都 2階ホール (京都労働者総合会館)	中京区壬生仙念町 30-2	150
R6. 5. 8	14:00~15:30	右京税務署	右京税務署 3階第1会議室	右京区西院上花田町 10-1	30
R6. 5. 22	14:00~15:30	右京税務署	右京税務署 3階第1会議室	右京区西院上花田町 10-1	30

事前申込（国税庁LINE公式アカウント）はこちら ⇒



【事前申込の方法については、右京納税協会ホームページをご確認ください。】

「LINE」はLINEヤフー株式会社の商標または登録商標です。
「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの商標または登録商標です。